

「一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案」  
に対する意見募集の結果について

平成 25 年 12 月 5 日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部

平成 25 年 10 月 22 日（火）～平成 25 年 11 月 21 日（木）までの間、「一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案」に対する意見募集を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 意見募集期間：平成 25 年 10 月 22 日（火）～平成 25 年 11 月 21 日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の相談窓口（e-Gov）における掲載
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：5 件（2 名）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

## 一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案に対する御意見の概要

整理番号	区分	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	基本的考え方	「原価等の算定」に関する審査、第一節基本的な考え方について電力事業の社会的使命は公益事業として全ての需要家に遍く公平に電気を供給することにある。これを実現するために地域社会を含む各種のステークホルダーとの協同協力の関係が必要となる。電力事業は長年にわたりCSR活動を推進している。査定は電力事業が果す社会的役割並びにそれに伴うコストを的確に評価されたい。具体的には第一節基本的な考え方方にいわゆる「寄付金及び団体費は原価算入を認めないとし、「ただし、合法的理由がある場合～」について電力事業の公益性が發揮されるようなルール策定されたい。	改正後の審査要領においても、寄付金及び団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めないとしています。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認めることとしています。
2	人件費	電力事業の社会的使命を達成するにふさわしい人材の確保とそれに見合う人件費が必要である。極端な削減は社員の志気を縮減させる。特に専門技術者については当該企業だけなく国際的な人材資源と位置付け、然るべき対応が為さるべきである。 異業種との比較もあるが、単なる量的比較は合理的根拠なく、的確さを欠く。(参考例／メガバンク幹部の年俸は1億数千万と報じられている)公益事業として共通性を有する鉄道事業や大手都市ガスなどを参考にしたルール策定が求められる。	これまでの料金認可申請に対する査定においては、以下の方針で査定を行っております。 ①一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。他方、電気事業は事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。 ②一般的な企業の平均値として、様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者(正社員)の賃金の平均値とすることが適当である。 ③類似の公益企業との比較では、公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢・勤続年数・学歴について申請事業者との相違を補正すべきである。その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが適当である。 今般、これを審査要領に反映させるものです。 なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものであると考えています。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものであると考えています。
3	人件費	改正案第2章第1節5. は、原則として厚生施設に係る費用の原価算入を認めないとしている。しかし、他方で、同章第2節1. (7)は、ある程度の一般厚生費の原価算入を認めており、これらは、矛盾すると思う。 一口に厚生施設や一般厚生費といつてもさまざまなものがありうることから、その具体的な様子を審査し、社会通念上原価算入を認めるのが相当なものについては、他企業の平均を基本とした額を限度として原価算入を認めることとするべきである。	一般厚生費については、改正後の審査要領において、人件費と同様に、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とすることとしています。ただし、持株奨励金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めないとしています。 また、宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く)に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めないとしています。 以上のように、一般厚生費の中でも、具体的な費用の内容に応じて、審査を行うこととしております。
4	燃料費	今次の料金値上げは原子力発電の稼働停止に因る燃料費の増嵩を理由とするものである。原子力発電は国策に基づき推進されたエネルギー政策の一環である。一連の原子力発電は、時の政権の主導に因り稼働停止するに至ったのであり、それに係る一切の責任は政府にあるといえる。 従って燃料費増嵩については政府の責任は避けられない。因みに公益事業として共通点を持つ米作農業においては、1942年(昭和17年)以降国策として二重米価制(生産価格を補填するための国費投入)が採られ、1970年代からは減反政策に協力した生産者には補填費として国費が投入されてきた。その額は約40年間で7兆～8兆円規模にのぼっている。(現状この制度は見直しが検討されている)言わば原子力発電の稼働停止は農業における減反政策に相当するものであり、政府は法令の整備等により、原子力発電稼働停止に係る燃料費増嵩分に対する助成措置について検討すべきである。具体的には料金審査要領の中に一定の基準が設定されるべきである。	燃料費の低減については、官民一体の取り組みが必要と考えています。 本年4月26日に開催された第2回燃料調達コスト引下げ関係閣僚会議において、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」が決定されました。この中で、米国からのLNG輸入の実現に向け、米国政府からの早期の承認を得るべく、あらゆるレベルで米国に働きかけを行うことや、資源開発プロジェクトへのJOGMEC(独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)等を通じたリスクマネー供給、LNG産消会議の開催など、低廉なLNG確保に向けた支援強化を行うこととしています。 こうした取組を行いつつ、電気料金の値上げ審査においては、燃料費について、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、個別に可能な限り効率化努力を評価することによって、引き続き厳正な査定を行うこととしております。 なお、原発の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、その安全性については、独立した原子力規制委員会が世界最高水準の新規制基準の下で判断していくこととしています。原子力規制委員会によって安全性が確認された原発については再稼働を進めていくこととしています。
5	燃料費	燃料費など輸入物資の価格高騰を推進している要因としては国策としての金融政策、さらにはグローバル的にはヘッジファンドなどの国際的金融投機資本の暗躍を放置してきた大国の経済競争、市場原理至上主義に求められる。資源輸入国であるわが国としては為替投機抑制策を国際的に提言すべきではないか。 こうした為替レートの不安定な状況下において原価算定期間内における燃料費を予測することは困難である。審査要領に一定の基準が設定されるべきである。	為替投機抑制策に関する御指摘については、審査要領の内容と直接関係がないため、ご意見として承ります。 なお、為替の変動により燃料輸入価格に変動が生じた場合には、「燃料費調整制度」により、料金に反映される仕組みが設けられています。